

ビジネスどりいむ 4号

2:8の法則から見えてくるもの ～組織を動かすヒント～

アメリカNBAで、日本人の八村選手が大活躍していますね。見ていると、このウィザーズっていうチーム、素人目に見てもそれほど劇的に強いわけではなく、むしろ、八村選手でもっているような気さえします。ああ、このチーム全員が八村選手クラスだったら、すごいチームだろうな、と想像したところで一つ思い出しました。

2:8の法則というのをご存知ですか。30年ほど前、イタリアの経済学者ヴィルフレド・パレートが提唱した「社会全体の上位2割の富裕層が社会全体の富の8割を保有している」という所得の分配の偏りを示す法則です。ですが、この法則、有名になったのは、そのことではなく、ここから発展して、「売り上げの8割は、企業の2割の優良顧客が生み出している」とか、「仕事の成果の8割は費やした時間の2割の時間で生み出している」とか、マーケティングやマネジメントのカテゴリでも該当するということで、あちこちで使われるようになったためです。

まあ、結局この法則というのは、物事の要素には偏りがある、ということなんですね。

ところで、私がこの法則の応用で一番おもしろいなと思っているのは、「組織では、2割の人間がほぼ8割の成果をあげ、残りの8割の人間は2割の成果しかあげない」。要するに、全体の2割しか働かない、という法則です。働き蟻の法則とも言われていて、正確には2割のよく働く蟻と、6割のごく普通の仕事しかしない蟻と、2割のサボリの蟻がいる、というもので、2:6:2の法則とも言われます。面白いのは、よく働く2割だけを集めても、その中の結局2割しかよく働かなくなるんだそうです。八村選手を全部集めても、八村働きをするのはその2割ということなんですね（もちろん、プロバスケット、才能の差はあるので、一概にこうはいきませんが）。また、働かない8割だけを集めておくと、その中の2割が働き出すんだそうです。不思議ですが、言わせてみると何となくそういうふうになるとなるのかなあ、とわかるような気がします。

もちろん、よく働く2割を集めて10割にしている組織も存在しないことはないです。時代劇チックではありますが、裏柳生のお庭番軍団とか、あとはよく訓練された軍事機密部隊とか（モサド、グリーンベレー、、、とかかな）、半分伝説ではありますが、ないことはないと思います。

代表弁護士 松江 仁美
所属：東京弁護士会
出身大学：中央大学法学部



組織を束ねるものとしては、よく働く蟻が10割になる方がいいに決まっていますが、普通の人間社会では、どんなに働く蟻を集めても、2割しか働かない、これはなかなか動かせない法則のようです。

しかし、よく考えてみると、その逆の、全く働かない人たち2割を全員として集めてみると、そのうち2割が働きだす、こっち側の法則の方が私にはとても興味深いのです。所詮、人の能力など、それほど差はないのです。必要になれば、必要な能力を人は発揮できるのです。むしろ、みんな、今の組織の中で、自分が率先して動くべきか、交代要員に回るべきか、はたまた、昼行灯になるべきか、とっさにわかった上で、あるべき役割を果たしているのかもしれません。そう思うと、人間ってとても不思議だし、とても「人間的」な生き物だと思えてきます。

先述した軍事組織や、お庭番軍団など、ある意味、最も非人間的な集団ですから、、、。

そうなると、組織を引っ張る上で大切なのは、それぞれの能力にそれほど差はないことをきちんと認識した上で、その人が働くべき2割として認識され、そして自らも自覚せざるをえないような環境を作ることではないでしょうか。仕事を任せてみる、アイデアを出させてみる、チーム編成をしてみる、いろいろ手段はありますね。試してみてはいかがでしょうか。



新民法(債権法改正)施行間近!

いよいよ民法改正法の施行日が2020年4月1日と目の前に迫ってきました。このところ頻繁にあちらこちらで改正法の内容が紹介されています。明治29年の制定以来の大改正と言われています。改正点は、契約関係、消滅時効、保証、債権譲渡など多岐にわたり、これまでの内容が大幅に変わります。今回はその中で「保証」について一部紹介してみます。

これまで民法の保証制度は保証人保護の方向へ改正されました。例えば、極度額を定めていない根保証契約は無効となります。従来、この規制は貸金等債務に限られていたが、今後はあらゆる根保証契約、例えば建物賃貸借における保証契約にも適用されますので注意が必要です。

また、公正証書による保証意思の確認の制度ができました。事業のために負担した貸金等債務に係る個人保証については、保証契約の締結に先立って、公正証書による保証意思の確認措置を採らない限り、保証契約は無効になります。個人は保証のリスクを甘く見てしまいがちなので、保証契約が十分な考慮

法律コラム

の上で行われることを確認するためです。ただし、「経営者保証」の場合はこの確認措置は不要になっています。会社の経営者である取締役などが会社の債務を保証する場合には、必要な情報を入手する権限もあり、保証が経営の規律付けに寄与する面もあるからだといわれています。ただし、この中には事業に現に従事している配偶者も含まれている点、注意が必要です。

その他にも主債務者や債権者の保証人に対する情報提供義務等が規定されています。

また機会を見てその他の改正点も紹介していきたいと思います。



統括顧問弁護士 松江 賴篤
所属:東京弁護士会
出身大学:中央大学法学部

新設法人様向け、スタートアップセミナー開催!

今回は過日開催いたしました「新設法人向けスタートアップセミナー」についてご紹介させていただきます。このセミナーは、法律と財務の面から、新規に設立された法人様にこれだけは知っておいていただきたいという事柄を紹介することにより、「これから歩き出される法人様の転ばぬ先の杖としてお役にたちたい」「後になって後悔してほしくない」という思いから企画をさせていただきました。

そのため、弁護士法人DREAMと税理士法人Soogolとの合同企画として、法務については弁護士法人DREAM代表弁護士松江仁美より「リーガルトラブルに巻き込まれない会社の作り方」について、また、財務については税理士法人Soogol下地麻大取締役より「設立時融資の取り付け方と活かし方」という内容の講演とさせていただきました。

これらの講演タイトルが起業されたばかりの経営者様のご興味を引いたのか、募集開始より約一週間で応募が一杯となる等、セミナーの参加申し込みは順調に進み、セミナー当日も、一人の欠席者もなく満員御礼の状態で開催を迎えることができました。

セミナーが開始されてからは、本セミナーの内容が、ご参加いただいたお客様のお役に立てる内容となっているか、反響はどうか等を中心しながら講演を見ていましたが、中座されるお客様もなく、講演後には参加したお客様から活発なご質問をいただけた等、盛況のうちにセミナーを終了させることができました。

また、講演後のアンケートでは後日の無料法律相談へのお申込みもいただく等、新設した法人様のお役に立てた事を嬉しく感じています。

このセミナーは今後も起業支援の一つとして出来る限り継続して行く計画です。もし、お知り合いで起業される方がいらっしゃいましたら、「こんなことをしている弁護士法人があるよ」と起業の計画段階で教えていただければ幸いです。

そして、私どもがその方の転ばぬ先の杖としてお役にたてればとても幸せです。

